

滞納者を追い詰め徴収する機構 権利学びあい強制徴収に対抗



**茨商連が学習会を開催
県内から65人が参加**

課税当局の滞納者に対する一方的な「租税債権管理機構」への債権の移行や脅迫まがいの税金取り立てが横行する昨今、不当な徴収に対抗しようと茨商連は4月5日、学習会をつくば市内で開催しました。

弁護士や元国税徴収官、国民救済会事務局長や県議会議員の方々の、滞納者に対する徴収の実態や国税徴収法の活かし方、不当弾圧や冤罪事件、県議会での対応などについてのリアルな報告に参加者は、真剣な面持ちで聞きっていました。

滞納の相談を受けていた戸張弁護士は、「機構側と話し合いをしてきた相談者が自殺をしてしまった。遺書には『税金だけを支払い続ける人生はむなし』と記されていた」とことを報告。

「現代の日本国憲法下では、たとえ滞納があっても生存権や人権が奪われるものであってはならない」と、指摘しました。東京税財政研究センターの大野税理士は、滞納処分の特徴について説明。「実情を無視した無理難題を押し付け、差押えを正面に据えた対応が特徴」と分析。「消費税の増税によって、これまで以上の滞納額の発生が予想される」。そして、「換価の猶予」についての国税庁のパンフレットを示して、「当局も消費税の滞納額の増加に苦悩している」と話します。

県議会でも滞納問題での知事の施政を質した江尻県議は、「滞納者に対する機構側の非人間的対応が自殺に追いやったのではないか。機構は廃止すべき」と主張。知事は「機構は適切に対応していた」と答弁したことを紹介しました。

年金後納制度の活用を

- ◎ 平成27年9月までが納付期限
- ◎ 最高10年間の後納が利用可能
- ◎ 年金受給資格が得られる可能性
- ◎ 国民年金受給額の増額が可能



前進座五月公演

五月17日 (日)

番町血屋敷

人情斬文七元結

江戸っ子たちの心根が沁みるおかしく、しみじみ、晴れやかな舞台

ばんちようさらやしき

愛を疑ってはならないー清純・痛切なラブストーリーー

31	17	16	15	13	10	7	3	5 月予定表
木	日	土	金	水	日	木	日	
茨商連・同共済会総会	前進座公演	県理事会	県共済会理事会	理事会	バーベキュー交流会	県常任理事会	憲法フェスティバル	

取手・北相馬地区集会



第86回ミーターの取手北相馬地区集会が取手駅東・西口前で開催し、約60人が参加しました。各団体あいさつの後、台座地区をパレードしました。理事の渋谷さんが、民商を代表して連帯の決意を表明しました。

無料法律相談会のご案内

- 6月3日(水)午後2時～
- 民商事務所 於
- 東葛総合法律事務所 弁護士
- 電話予約が必要です

労災・雇用保険の加入は民商へ

- 建設業なら事業主のみでも加入が可能 (大工・土木・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも手続き費用がお手頃

生存者中心の民商共済会へ

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入ができます
- ◆ 月1000円の掛金で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で1日目から120日分給付
- ◆ 75歳で5万円の長寿祝金 (65才未満加入)